

## 奨学金返還支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館共愛会（以下「当法人」という。）に勤務する若者人材の確保及びその人材の定着促進を図るため、函館市と連携して行う大学等在籍中に借り入れた奨学金の返還支援（以下「本支援」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本支援の対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 老人福祉事業所正職員就業規則第3条又は幼保連携型認定こども園正職員就業規則第3条に定める職員であること。
- (2) 函館市奨学金返還支援事業の支援対象者となる条件を満たす者であること。

### (書類の提出)

第3条 本支援を受けようとする職員は、次の書類（以下「提出書類」という。）を当法人本部へ提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還支援申請書（様式1）
  - (2) 函館市奨学金返還支援事業の申請に必要とされる書類
  - (3) その他理事長が必要と認める書類
- 2 対象者は、毎年、当法人が指定する日までに奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 対象者は、提出書類の内容に変更等が生じた場合は、奨学金返還支援申請書に変更等の内容が確認できる書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

### (奨学金)

第4条 この規程における奨学金とは、函館市奨学金返還支援事業において対象となる奨学金をいう。

### (支援金)

第5条 当法人は、対象者の奨学金の返還額の3分の1の額を支援する。

- 2 返還額の3分の1の額に1,000円未満の端数（第7条において「端数の額」という。）があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 一年度における支援金の総額は、120,000円を限度とする。

(支援期間等)

第6条 本支援は、函館市奨学金返還支援事業の支援が終了するまで行うものとする。

(奨学金の返還)

第7条 奨学金の返還は、対象者に代わり当法人が債権者へ直接返還（以下「代理返還」という。）するものとする。ただし、債権者が代理返還を認めない場合についてはこの限りでない。

2 毎月の代理返還に際しては、第5条に規定する当法人が支援する額に、対象者が負担することとなる額（返還額の3分の2の額に端数の額を加えた額）をあわせて返還するものとする。

3 繰上返還をしようとする場合は、函館市の支援額を考慮し、対象者と協議して対応するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本支援に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和8年4月1日に一部改正する。

(参考)

本支援金は、所得税法第9条（非課税所得）第1項第15号に規定されている「学資に充てるため給付される金品」に該当することから非課税となる。

様式1

奨学金返還支援申請書（新規・変更・終了）

令和 年 月 日

社会福祉法人函館共愛会 理事長 様

奨学金返還支援規程に基づき、必要書類を添えて申請（新規・変更・終了）します。

本人記入欄	施設名		
	職名		
	氏名		
	住所		
	奨学金の種類 (いずれかに✓をつける)	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金 <input type="checkbox"/> 地方公共団体等の貸与資金 <input type="checkbox"/> その他 ( 奨学金)	
	添付書類 (書類名を記入する)	・ ・ ・ ・ ・	
	変更	変更理由:	
		変更年月日: 年 月 日	
終了	終了理由:		
	終了年月日: 年 月 日		

(注) 以下の欄は記入しないこと

事務記入 (担当者チェック)	<input type="checkbox"/> 函館市奨学金返還支援事業の支援対象者となる条件を満たす者である。 <input type="checkbox"/> 添付書類が整っている。(必要とされている書類が提出されている。)
-------------------	--

支援開始の月 年 月返還分から支援適用

理事長	事務局長	次長	課長	本部担当	施設長	係